

霧島温泉大使アヒル隊長イラスト取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は「霧島温泉大使アヒル隊長スタイルガイド」に基づき、霧島温泉大使アヒル隊長のイラストレーション（以下「イラスト」という。）を販売目的以外で使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(イラストに関する権利)

第2条 イラストに関する著作権や使用の承認に係る権利は、いざ霧島キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

(使用の承認)

第3条 イラストを使用しようとする者は、新聞、テレビ雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、いざ霧島キャンペーン実行委員会（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の届出で足りるものとする。

- (1) 霧島市内の公共団体等が使用する場合
- (2) 霧島市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きの省略を会長が認めた場合

(使用申請及び届出)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 前条の届出を行う者は、使用届出書（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条第1項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が霧島市のイメージアップに寄与すると認めるときは、使用の承認をすることができる。この場合において、会長は必要があると認める場合には、アヒル隊長の使用方法その他について、条件を付すことができる。

- 2 承認期間は、2年以内とし、更新を妨げない。
- 3 会長は、使用承認を行ったときは、使用（変更）承認通知書（第3号様式）を申請者に送付する。

(使用承認の制限)

第6条 会長は、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 営利目的の活動の場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第2 条に定める営業を行う者が使用する場合
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2 号に規定する暴力団（以下この号において暴力団）という。）もしくは同条第6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (8) イラスト等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) イラスト等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (10) イラスト等の著しい変形その他アヒル隊長等の使用が適当でないと認められる場合
- (11) その他会長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第7条 イラストの使用料は、徴収しない。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、承認を受けた物件には承認番号（「©パイロットインキアヒル隊長プロジェクト」又は「©PI&ATP」）をその物件等に必ず明記すること。

（承認内容の変更等）

第9条 使用者が使用承認の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（第4号様式）を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書（第3号様式）を交付する。
- 3 使用者が、使用届出の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第6条のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他イラスト等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、使用者にイラスト等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利を付与し、かつ、承認、使用者等について実行委員会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 実行委員会は、この規程による利用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 実行委員会は、イラスト等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラスト等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、イラスト等の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 会長は、イラスト等の使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、イラスト等の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、霧島市商工観光部観光PR課が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年4月1日から適用する。